

第三十一回 参議院商工委員会會議録第一一號

昭和三十三年十二月十六日(火曜日)午後二時六分開会

委員の異動

十二月十二日委員阿具根登君、椿繁夫君及び阿部竹松君辞任につき、その補欠として栗山良夫君、藤田進君及び柴谷要君を議長において指名した。十二月十三日委員柴谷要君辞任につき、その補欠として阿部竹松君を議長において指名した。本日委員小澤久太郎君辞任につき、その補欠として武藤常介君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 田畑 金光君
- 理事 上原 正吉君、小幡 治和君
- 委員 古池 信三君、高橋進太郎君、武藤 常介君、安部 竹松君、海野 三朗君、島 清君、藤田 進君

- 國務大臣 高橋達之助君
- 通商産業大臣 三木 武夫君
- 國務大臣 大堀 弘君
- 政府委員 經濟企画庁 調整局長 松尾 金藏君、通商産業省 企業局長 金藏君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○公共用水域の水質の保全に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○工場排水等の規制に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(田畑金光君) これより委員會を開きます。

多年商工委員として活動なされた西川弥平治君が本日未明に御逝去になりました。ついで哀悼の意を表するとともに、御冥福を祈る次第であります。

○委員長(田畑金光君) 先ほど委員長及び理事打合せにおいて協議いたしました結果について御報告いたします。

本日は公共用水域の水質の保全に関する法律案及び工場排水等の規制に関する法律案の説明を聞き、質疑を行います。次に十八日午後一時より委員會を開き、右二法案の質疑及び軽機械の輸出の振興に関する法律案の説明を聴取いたします。なお、一般質問も行うことを申し合せました。

十九日に農林水産、建設との連合審査会、二十日に公共用水域、工場排水二法案の質疑、討論、採決を行う、以上を協議決定いたしました。

○委員長(田畑金光君) 次に委員の變更について御報告いたします。

去る十二日、阿具根登君、椿繁夫君及び阿部竹松君がそれぞれ辞任され、栗山良夫君、藤田進君及び柴谷要君が補欠としてそれぞれ選任されました。また十三日、柴谷要君が辞任され、その補欠として阿部竹松君が選任されました。

○委員長(田畑金光君) 次に、理事互選についてお諮りいたします。

ただいま御報告いたしました通り理事であった阿部竹松君の委員變更により理事が欠員となりました。つきましてはこの際補欠互選を行うことに御異議ございませんか。

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。互選の方法は先例により委員長において指名することに御異議ございませんか。

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと認め、それでは相馬助治君を理事に指名いたします。

○委員長(田畑金光君) 次に、公共用水域の水質の保全に関する法律案及び工場排水等の規制に関する法律案を一括して議題といたします。

○國務大臣(三木武夫君) ただいま議題となりました公共用水域の水質の保全に関する法律案につきましては前第三十臨時國會に提案されましたが、諸般の事情で成立を見るに至らなかつたものであります。本案は、これから御説明申し上げます通り、早急に実施を必要とするものでありますので、本國會に再び提案いたしました次第であります。以下に本法律案の提案理由並びにその要旨について御説明申し上げます。

近時都市人口の増大、鉱工業の急激な発展にもかかわらず、都市下水道の整備が著しく立ちおくれ、工場事業場等においても汚水処理施設の整備に欠くところがあり、またため河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域が年々汚濁され各種の問題が随所に発生するに至りました。

すなわち、汚濁水の放流に起因して水産業等の関係産業に相当の損害が生ずる等の事例が増加する傾向を示しております。この傾向をそのまま放置するときは、産業相互の協力を害し均衡のとれた経済発展を阻害するだけでなく、これに起因して紛争等を惹起し、また公衆衛生の向上をも期しがたし、考えられるので、政府といたしましてはかかる事態に対処する措置として新たに本法を制定し、水質保全のために必要な基本的事項を定め、もつて産業の相互協和と公衆衛生に寄与させようとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。御承知のように歐米の工業先進国においてはすでに十九世紀以来水質汚濁の規制についてその対策が論議されており、わが国においてもさきに資源調査会から水質汚濁防止に関する報告がなされ、その後引き続き、政府部内に

おいて複雑多岐にわたるこの問題について種々調査研究してきたのでありますが、このたび、成案を得まして提出の運びとなった次第であります。次に本法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一に、水質基準についてであります。本法は各省所管の汚濁水規制に関する各種行政法規に對しいわゆる基法的な地位に置かれるものでありまして、本法によってこれらの行政法規の運用統一をはかり、直接の取締り等は各行政機関にゆだねることになるのであります。この運用統一の基本となるべきものが水質基準でございます。まず經濟企画庁長官が公共用水域のうち汚濁による相当の被害が生じまたは生ずるおそれが高い一定の水域を指定水域として指定し、当該水域について水質保全上必要であるとともに具体的に順守可能な水質基準を定め、工場排水等の規制に関する法律(今國會提出) 鉱山保安法、下水道法等の主務大臣がこの基準によって現実の取締りを行い、これによって本法の目的とする水質の保全を実現しようとするものである次第であります。なおこの基準は公共用水域の水質の保全をはかるための行政上の基準でありますので、当事者の民事上の免責規定ではないのであります。

第二に、水質審議会についてであります。本法は、經濟企画庁の付属機関としてこの審議会を設け指定水域の指定、水質基準の設定等の重要事項については

この審議会で慎重審議の上決定することとしたしております。なお、水質保全に關しましては地下水の汚濁等今後の研究にまつべき課題も多々あると考えられますので、公共用水域及び地下水の水質の保全に關する基本的事項を水質審議会の所掌事務に掲げ今後の施策の検討の場とした次第であります。

第三に、水質汚濁による被害に關する紛争についてであります。この種の紛争は近來各地にしばしば見受けられるところであり、解決に迅速を要し、また判定に専門的知識を要する等、本來裁判制度になじまない性格を有するため、ややもすれば両当事者の力關係に支配され、必ずしも合理的な方法で解決を見ているとは云いがたないものがあります。これを放置するのみならず社会問題化するおそれなしとならないので、水質保全行政の一環として本法に、都道府県知事による和解の仲介制度を設け、紛争処理を合理的な軌道に乗せようとはかつたのであります。

最後に、本法の施行に伴い経済企画庁に關して関係行政機関の水質保全行政を調整する等の必要を生じますので、付則に關して同庁設置法の一部を改正し、関係条文の整理を行なつた次第であります。

以上公共用水域の水質の保全に關する法律家の提案理由並びにその要旨を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

なお、本法と並行して工場及び事業場に対し、直接の規制を行う工場排水等の規制に關する法律案が同時に上程されたことを一言申し添えます。

○政府委員(松尾金藏君) ただいま議題となりました工場排水等の規制に關する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

近年における鉱工業の発展に伴い、工場事業場から排出される汚水に關し各種の問題が発生し、放置を許さない事態に立ち至つております。この問題は、わが国産業構造の高度化に伴う農水産業等の第一次産業と鉱工業等の第二次産業との間における不幸な避くべからざる摩擦現象であります。わが国経済の調和のとれた発展をはかるためには、一面において鉱工業の振興対策を強力に推進しなければなりませんとともに、他面その発達過程におけるその悪影響をできるだけ軽減しつその目的を遂行することが必要であることは言を待たないのであります。

政府といたしましては、水質汚濁防止に關しては、関係各省が相まって數年來検討を続けて参つたのであります。本年九月よりやく意見の一致を見つたのであります。その案によれば、経済企画庁長官が、各方面の学識経験者及び関係行政機関の職員よりなる水質審議会の議を経て、保護すべき水域を指定し、その水域に適用される水質基準を設定するとともに、他方、工場、事業場、鉱山、下水道等に対しては、それぞれの主務大臣がこの水質基準を順守せしめるよう法的措置を講ずることとなつたのであります。

この決定に従ひまして、経済企画庁においては、その担当すべき部分を実施するため、公共用水域の水質の保全に關する法律案を立案し、今国会に提案いたすこととなつたのであります。

この法律による水質基準の適用を受けますものとしては、工場事業場のほかに鉱山、下水道、水洗炭業等々があるのであります。鉱山、下水道、水洗炭業等につきましてはすでにそれぞれの規制法律が制定されておられますので、今回いまだ取締り法規の定められていなかった工場、事業場について、その主務官庁たる大蔵、厚生、農林、通商産業、運輸の各省が共同してこの工場排水等の規制に關する法律案を立案し、前述の経済企画庁立案の法律案と相呼応して、主務大臣に課せられた賞務を完遂するための体制確立に万全を期したい所存であります。

本法案の主要な内容は、次の通りであります。

第一に、この法律は、経済企画庁に於いて定める水質基準の具体的適用範囲のうち製造業、ガス供給業及びこれらに類する事業に關する分野における事業活動に伴つて発生して参ります汚水等の処理を適切にすることにより、公共用水域の水質の保全をはかることを目的としております。

第二に、この法律は、製造業等の用に供する生産施設のうち汚水等を生ずるものを政令で特定施設として指定し、およそ特定施設を設置している者は、その特定施設から排出される汚水等の処理を適切にし、公共用水域の水質の保全に心がけるべき旨を明示して

第三に、工場排水等を指定水域に排出する者については、特定施設の設置、変更を行う場合、あるいは特定施設の使用方法ないしは汚水等の処理方法の変更を行う場合において、事前に主務大臣にその計画を届け出ることとし、主務大臣はその計画が工場排水等を水質基準に適合させるものであるかどうかを検討し、もし問題があれば、汚水等の処理の方法の計画の変更を命じ、さらには特定施設自体に關する計画の変更、廃止等を命じ得ることとしたのであります。なお、新たに指定水域が定まつた場合、あるいは新たに特定施設が定まつた場合等においては、既存の特定施設を設置している者については、経過措置としての届出をさせることとし、実態把握に遺憾のないよう行つておられます。

第四に、現に指定水域に排出されている工場排水等が、その水域の水質基準に適合していないときは、主務大臣は、その工場排水等を排出する者に対し、汚水等の処理方法の改善、特定施設の一時的停止、その他必要な措置をとるべきことを命令することができることとし、常に水質汚濁の事実が発生しないよう取り締まる根拠としたのであります。

第五に、特定施設を設置する者に対しては、以上のように公共用水域の水質を保全する義務を課しました。つきましては、その義務の履行を容易にして、本法の効果を上げるため、汚水処理施設に対する固定資産税を免脱するとともに、因として汚水処理施設の設置または改善につき必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めることとし、更に主務大臣は、適切な

汚水処理技術の研究及びその成果の普及に努めるものとしたのであります。以上が、この法律案を提出する理由であります。

なにとぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○委員長(田畑金光君) 質疑に入りませんが、御質疑ございませんか。

○阿部竹松君 本日衆議院の委員会で両法案が委員会で可決されましたので、その内容を若干伺つたんですが、修正されたというように聞いておるわけですが、従つてここで伺つた点が修正されておつたりすると、これはつまり議論をすることになりますから、できれば、衆議院の本院議が明後日行われてこちらへ回つてくると思ひますので、そのときに若干の点をお尋ねしたいと思ひますが、とりあえず二、三点だけお尋ねしておきたいと思ひます。

この種の法案については、趣旨は全く賛成でございます。異議はございませんけれども、第一点、三木さんがさしせん提案説明をなされた公共用水域の方ですね。この点についてどうか御答弁していただけるんですね。それで公共用水域ですが、これは農林省、建設省、通産省あるいは厚生省に關係ある法律を包含しているわけですね。従つて私はこの法律案ができた臨時國會の当時から不思議に思つておつたんですが、どうも経済企画庁でやられるというところについては了解できません。従つて今度経済企画庁の設置法を直すというふうな字句が入つておるので、この法律が各省でもあまされて経済企画庁へきたがゆえに、企画庁設

置法の一部を改正しなければならぬといふ、きわめて法の作成上邪道じやないかというように私判断しておるので、こゝろいふ点は経済企画庁はどうかお考えになりますか。

○政府委員(大堀弘君) 現在水質汚濁防止に関する行政は各省、御指摘のように入下水道、上水道あるいは鉱山保安関係、建設省、厚生省、通産省各省それぞれ本来の行政、その所管事項についての水質汚濁防止に関する行政事務をあわせてそれぞれがやっておるわけでございます。ただこれを統一的に総合的に運用する態勢ができていなかったわけでございます。これがまあ内閣のどこでやるのが適当かという議論があるかと思つて、現在の設置法の関係から参りますと、経済企画庁は各関係行政機関の経済企画に関する総合的な事務の企画立案をやるということになっておりました、そういう関係で、企画庁での行政運営の統一に關する水質の基準の設定とか、水質審議会に關する事項、公共用水域に關する法律案の立案を企画庁が担当することに相なりました、まあ各省と協議して提出いたしました。いずれが適当かといふことは多少あるかと存じますが、設置法からいいますと、経済企画庁で取扱つていくことが読めるわけでありまして、その意味で私どもの方で取り扱つた次第でございます。

○阿部竹松君 そろしますと、この法案の内容にある経済企画庁長官が水域指定をなさるわけですね。まあ水域指定をなさる場合は、それぞれの要件が内容として盛り込まれてくると、そうすると、一体どこで——審議会でもやるということになっておられますけれども、それ

ぞれの各場所からこれを指定してくれといふようなことでこれは動き出すのか。それとも各省の要請によつて動き出すのか。あるいはその基準といふものをどこで定めるのか。大学校に聞くのか、それとも研究所に聞くのか、それとも日本の政府で統一した水質研究所のようなのを設けるのか。そのあたりきわめてよく然としておられますが、水域指定に當つてどういふことをして水域指定をやるのか、どういふ場合に指定されるのか、それと各省の振り合ひはどうなるか、そういう点について説明を願ひたいと思つておられます。

○政府委員(大堀弘君) この法案にございまして、指定水域といふものを定めまして、指定水域について水質基準を制定するわけでございますが、この指定及び基準の制定については企画庁長官が水質審議会——これは関係各省もむろん入りまゝつて構成いたします。学識経験者をもつて構成いたします。この水質審議会の議を経まして、企画庁長官が決定するということでございますが、この第四条にございまして、水質の汚濁が原因となつて関係産業に相当な損害を生じている、あるいはそのおそれのあるものに対して水質基準を制定していく。地域を指定し、水質基準を制定するわけでございます。この原案はむろん企画庁事務当局が立案といひますが、企画いたしましたので、事務柄が相当重大でございます。たして長官が決定する、こゝろいふことになっております。

○阿部竹松君 質問してゐるのはその前の方なんです。前のところで、たとえば問題が起きますね。一番いい例

で言へば、熊本県の水俣、あそこで工場から流れ出した水によつて魚が死んで、その魚を食べた人間からネコからカラスまでばかになつた、こゝろいふこと、まだ論争をやつてゐるはずですが、けれども、どうも事象が起きました場合に取上げてやられるか、それともそういう大きな川、小さい川、上流なりあるいは中流に工場が設けられようとするときすぐにその指定水域にするかどうか。そのあたり今あなたのお話を聞くと、起きたところと、あるいはおそれあるものといふから、もうすぐ工場が建つ前にとでも考えられるのですが、そのあたりはどうなりましようかね。

○政府委員(大堀弘君) これは全国に相当河川がたくさんございまして、また問題が起きておるところも現に相当多数あるわけでございますが、水質の基準の制定といふことはなかなか技術的に困難が伴つて仕事をございまして、一挙に全体の水質基準を定めるといふことは困難であると考えられます。従ひまして、現在考へておられることは、年次計画的に本年度は七河川程度、その次は十河川といつたような工合に事柄の重要度によつて、非常に影響の大きいところから逐次指定をいたし、水質基準を制定する、そして五、六年のうちに、相当問題ができておられる河川は、おおむね水質基準の制定を終つてゐる、こゝろいふように考へております。

○阿部竹松君 そろしますと、一回にやるわけでない、漸進という方向でやられるということになるわけですね。そろしますと、今下水道法から河川法

から港則法から漁港法から水洗炭素法からたくさんこの種の法律がありますかね。これらとの関連はどうなりましようか。

○政府委員(大堀弘君) 現在それぞれ法律がございまして、その法律の建前で運用いたしておりますが、今回御審議願ひしております法案が通過いたしました、これによつて水質基準が設定されますと、たとえば淀川なら淀川に水質基準がきまりました場合に、その水質基準に基いて、たとえば下水道法の運用なり、あるいは今度でございます工場排水法の運用は、その水質基準に基いて行政の指導に當ります。こゝろいふ建前になるわけでありまして、これは公共用水域の水質の保全に關する法律案が基本法になります。結局各実施法はこの基本法の定めたる基準によつて個々の行政の運用をしていく、こゝろいふ基本法と実施法の関係に相なるわけでございます。

○阿部竹松君 そろしますと、基準はどこで定めるのですか。

○政府委員(大堀弘君) 基準は、水質審議会の議を経まして、経済企画庁長官が決定するわけでございます。

○阿部竹松君 そろしますと、衛生や環境やいろいろな条件に基いてこれからおきめになるといふことですね、この法案が通りますと、そういうことですね。

ときに、どうも汚濁水が流れる、しかし現在やつてゐる工場が、Aの工場が、そういう水域に指定されてしまつて工場の運用がとまつたという場合は、あるいはまた補償せよといふような場合は、工場が力がございませんと、それだけの設備をすることができませんといふような、これは具体的な例でございます、そういうことになつた場合には、どういふことになるのですか。この予防方法なりあるいはまた現実の問題として、起きた災害に対する補償、こゝろいふ問題はあくまでも業者が責任を負ふ——業者が責任を負ふといふ具体例が全国各地で出てくると思つておられます。そういうようなときはどうなるのですか。

○政府委員(松尾金藏君) ただいま御指摘の点は、この両法律、あるいは指でありますが、工場や排水等の既存法の運用についても、非常にむずかしい点であると思つておられます。ただ、実際問題としては、従来でも、工場事情等、まあそれぞれある程度汚水処理施設はやつておつたのが通例であります。しかしそれはもろろん十分なものではないのであります。今、この両法律が施行されることになりまして、従来はつきりなかつたこの程度の汚水処理施設をすることが必要であるかといふ基準、ものさしがはつきりして参るわけでございます。もろろん、その基準、ものさしがあまり理想的な非常に高度のものであつて、とつていふ経済採算ベースにも、また工場企業等もとつていふ負担し切れないような、極端に言ひますと、工場の汚水が真水になつて出るような処理施設をかりに強制するよゝな、あまり理想的なものに

なれば、それはこの法律の運用自体が、今御指摘になりましたようなことで、どうしてもできなくなるおそれがございますけれども、現実の運用としては、現実の事態からスタートしてだんだんよくしていくという前提で法律の運用はされておきます。しかし、やはり水質基準をきめる場合には、少しでもよくしていこうという方向で参りますから、新たにできる工場等は当然それ相応な処理施設の負担がでてくるわけでありまして、それにつきましては、今御指摘のございましたように、その企業等が負担し切れないことになることでは困りますので、大企業等につきましては、この法律の運用と並行しまして、その資金の確保というような点についてできるだけ政府も援助する、特に中小企業等におきましては、今御指摘のような点があるだろうと思ふので、この点は処理施設についてある程度の国の補助金も用意する必要があるということで、この法律の施行を想定をいたしまして、来年度の予算要求等もいたしております。なお、そういう処理施設をやりましてもなお実際に被害を方々に与えた、それに伴う補償責任を負わなければならぬというよりな事態もあるいは具体的な実例として起り得ると思ふ。それは当然企業がいわばそういう意味の公的責任を負っているものでありまして、賠償責任等は一般法の原則に従つて当然負わなければならぬ、しかしそれは最悪の場合であつて、事前にただいま申しましたような汚水処理施設等についてではできるだけのことではやるといふのがこの法律の運用の建前に相なつてゐるわけでありまして。

○阿部竹松君 今、松尾局長さんの答弁の中の現実の問題、それを私は心配するわけですが、一例をあげると、一つの問題について、これはだれが加害者か、原因が何かということでは九州大学とか、東京工大の見解——水を分析する見解が違つたりして、加害者が違つておるわけですね。そうすると一体何を基準として主務大臣、こういう人が判断するかということになる。そうすると、水質汚濁研究所の——国立研究所、りっぱな試験場でも建てるかどうかというところが一つと、もう一つは今回がやはり補助をしなければならぬだろう、来年度の予算も要求してあるというふうなことを若干お伺いしたのですが、大蔵省はききわめて本件に關しては冷い、そうすね。これはもうわざと聞いてただけですか、はつきりわかりませんが、本件については法案の内容ではなくて、予算を持ち出さなければならぬというので、私は反対しているのじゃないか、かと思ふんですが、大蔵省ではあまりいい顔をしない、ききわめて冷いという話を聞いたのですが、それでこの法案を実施して漸次、三年かかるとか、五年かかるとか、六年かかるとか、からぬという答弁ですが、大体予算を、原案が可決されて、明年度から実施されるということになれば、どのくらい補助金を出さなければならぬという計数的に判断をなされた資料はないのでしょうか、あればちょっとお知らせ願ひたい。

○政府委員(大堀弘君) 全体の計画につきましても、予算の規模が検討ができてございませんですが、当然来年度実施の段階に入りましてした場合に、どの程度の予算が要るかという点につきましては、水質の基準作定に關して現地で、たゞいま御指摘のございましたように、水質を調べます場合に、たとえばその水の一定部分を取つて、一定の温度を保つて非常にごまかい検査をしてやりますが、そういうった水質の調査を中心にして水質基準作定のために必要な河川、六河川ぐらいをやつつもりでありますが、それが予算一億四千万程度、そのほか中小企業の施設補助、これは通産省関係でございまして、十一億四千万程度をいたしております。下水道整備が、これは厚生省、建設省にわたつておられますが、これが約六十億、これは法律と並行して下水道の整備ということの実体的に本法の趣旨を達成するのに重要なことでございまして、要請いたしておるわけでありまして、ごく大まかに申しますと、まだ試験研究その他は、各研究機関の方で要求をいたしておられますが、大体申しますとそういうふうなことであります。

○阿部竹松君 そうしますと、通産省の分の御答弁であつたわけですが、結論的には加害者、被害者という言葉を使つては、あてはまるかあてはまらないかわかりませんが、言葉があまり端的になり過ぎると思ふんですが、通産省関係の方が加害者であつて、農林省関係の農村が被害者になつて困るということもあり得るわけですね、これは端的な表現ですが、従ひまして、この法案を審議します場合には、農林省の方にも伺つてみなければならぬ、あるいは建設省の人、厚生省の人にも伺つて、総合的に判断してみなければならぬ、こういうことになるわけですか。これは他省は全然関係ございませぬか。農林省、建設省、厚生省その他のいろいろ法律が十も二十も含まれてきますね、そういう点はいかがでしょうか。

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のように、加害といふか、害を加える方の産業の立場と、害をこうむります方の産業なり、産業以外に、公衆衛生という見地もございまして、そういう被害側と加害側と、関係省が非常に広範にわたつておられます、関係省だけで、必ずしも三省といつたつて、経済に關係ある各省ほとんどが多少は關係あるわけでありまして、実はその意味で非常にその間の調整に実は苦勞いたしたわけでございますが、今後の実行の面におきましても、当然各省と十分協議をして参ります、私どもの基準作定の立場におきましても、先ほど通産省の企業局長から御発言がございましたように、ただ目的だけを追つて、非常に、いたすにきつた基準をきめましても、今度は産業構造が成り立たなくなるおそれもあります。その点の調整を十分いたしまして、加害と被害の両産業の調和をはかつていこう。両方の立場を十分考へて適正に基準を作定していこう。こういう考へでおるわけでありまして。

○阿部竹松君 勢頭にお話申し上げました通り、衆議院の修正された点がわかりませぬからささいに申し上げました衆議院の修正を見せたいかた、ささいに質問したいと思ひますし、委員長、ささいの御発言では、農林関係の委員会、あるいは建設関係の委員会等とも合同審査会をなされるお話がございましたから、そのとき合せて、各省の政府委員の方もおいでになつてと思ひますから、そのとき一緒に総合して、ダブらないでお尋ねしたいと思ひますので、これで私質問やめますが、ささいな若干触れましたが、最終的にどこが判断を下すか、相當權威あるものが必要であるし、それがなければ、私はなわ張り争いなどという極端な言葉は使いたくないわけですが、やはりこれは初めてやることで、いろいろな法律があつて、その法律によつて、あらゆる問題が、水が処理されていきますけれども、今度総合したものが一つできるといふので、やはり国家的な試験場が国家的に判断を下すところがなければ、この法案を見下すところでは、ちょっと微力なような気がするのですが、こういう点の御心配は全然ないものでしょうか。

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のように、このための特別の研究を設置すべきじゃないかという御意見が各方面にございまして、また資源調査会の報告にもそういう報告が入つておられます。私も今後十分検討しなければならぬ点かと存じております。当面の場合といつたしましては、現在ございまして各省のそれぞれ試験研究機関に協力をさせていただきまして、科学技術庁の協力を得まして研究としては総合的にやつて参りたいと思ひますが、当面は各研究機関を利用していき、こういう体制でスタートしたいと思ひます。

○海野三朗君 川です、川の何をもつて汚濁水域というのか、何をもつてどこに標準をおいておるのでしょうか。一体、市内の川で、それは以前は浄水が流れておつた、最近ではもう下水の川になつておるわけですか。あれは

どういふふうにお考へになつておられますか。

○政府委員(大塚弘君) ちよつと御質問を取り違へておるかも知れないのですが、法律の第三条に、この法律の対象とする公共用水域と申しますか、この法律の対象になる水質基準を制定するための公共用水域というのが三条に定義がございまして、河川、湖沼、港湾——たとえば東京湾のようなものも入ります、港灣、それから沿岸海域——瀬戸内海の沿岸でございまして、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路、その他の公共に供される水路と書いてございまして、非常に複雑でございまして、結論を申し上げますと、結局、海につながつておる水域でございまして、除かれておられますのは、結局、下水道、たとえば浄化設備を持つておられます下水道がございまして、下水道はその出口で浄化をいたしますので、その出口から出る水を水質基準で規制をいたします。そうしますと各地方公共団体がその基準に基いて下水道の出口に浄化設備を持つて浄化いたしますので、その浄化設備の中の水域まではこの対象にはいたしておりません。出口で押えらるゝと考へております。

○海野三朗君 いろいろうな浄化設備のないところはありますか。

○政府委員(大塚弘君) ここで結局、公共下水道、都市下水道だけを除いておきまして、公共下水道は大体浄化設備を持つておりますし、都市下水道も持つべき建前になつておりますので、これを持つべき建前になつておるところは除きまして、持たないところは入る、こゝろを考へております。

○海野三朗君 持たないところはそれに入つていないというわけでしょう。

○政府委員(大塚弘君) 浄化設備を持つておるところ及び当然持つべきところですね、近く持つべきところ、現在持つておるところ、これはその出口で押えまして、その中までは入つていない。持つていないところははずつと中の、どぶまでも入つていく、極端な言い方をしますと、どぶまでも入つていく……。

○海野三朗君 今、河川ということをおっしゃいましたが、山形の、たとえば私などの方の郷里ですが、山形は人口十数万であります、そこは山からずつと流れてきて、そつと海に入るので、その小さい小川が下水になつておる、このごろは、そういうところはどろいふことになりませんか。

○政府委員(大塚弘君) 具体的なケースは存じませんが、下水道法の規定によりまして指定されますと、ここにあります公共下水道になりますので、指定されております場合には当該の都道府県、市なり町村なりが下水道の浄化について責任を負つて実行しておるわけでありまして、この中まで、法律で立ち入らないで出口で押えまして、指定になつていないものは普通の川と同じように本法の対象になるわけでありまして。

○委員長(田畑光光君) 本日の委員会は、これで散会いたします。
午後二時四十九分散会

十二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、水質汚濁防止法案(衆)

水質汚濁防止法案

水質汚濁防止法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 水質汚濁の規制(第三条 条 第九条)
- 第三章 損害賠償(第十条)
- 第四章 紛争の処理(第十一条—第十三条)
- 第五章 水質汚濁防止委員会(第十四条—第三十三条)
- 第六章 国の助成(第三十四条)
- 第七章 罰則(第三十五条—第三十七条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、工場、事業場、船舶、下水道等から排出される廃液等による公共用水域の水質の汚濁を防止するとともに、工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害に係る紛争に關しあつて、調停及び仲裁を行い、もつて公衆衛生の向上と水資源及び水産資源の保護を図り、あわせて工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等に係る利害關係者間の利害の調整に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港灣、沿岸海域その他公共の用に供される水域をいう。

2 この法律において「水質汚濁許容基準」とは、公共用水域の水質の清浄を確保するため、当該水域に排出される廃液、汚水及び有害

固形物(放射線を発生する物質を除く。以下「廃液等」という。)による水質の汚濁度の許容限度に關する基準をいう。

第二章 水質汚濁の規制

(水質汚濁規制区域の指定)

第三条 水質汚濁防止委員会は、公共用水域のうち公衆衛生の向上と水資源及び水産資源の保護の見地から水質の清浄を確保する必要がある水域を、その水域の水質の汚濁に密接な關係を有する地域とともに水質汚濁規制区域(以下「規制区域」という。)として指定する。

(規制区域内の水質汚濁防止義務)

第四条 何人も、規制区域内における水質の清浄の確保につとめなければならない。

(水質汚濁許容基準等の設定)

第五条 水質汚濁防止委員会は、第三条第一項の規定により規制区域を指定したときは、關係行政機関の意見を聞いて、当該規制区域に係る水質汚濁許容基準を定め、これを官報で公示しなければならない。

(水質汚濁防止委員会は、前項の規定により水質汚濁許容基準を定めるときは、当該水質汚濁許容基準に基いて、当該区域内の工場及び事業場(第九条第一項に掲げる法令の規制を受ける場合を除く。)で水質汚濁防止委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるものから規制区域内の公共用水域に

排出される廃液等の汚濁度の許容基準(以下「廃液等許容基準」という。)及びその適用期日(以下「適用期日」という。)を定め、当該工場及び事業場の事業主に指示するとともにこれを公表しなければならない。

(異議の申立)

第六条 前条第二項の規定による指示に不服がある者は、その指示を受けた日から三十日以内に、委員会規則の定める手続に従ひ、水質汚濁防止委員会に対して異議の申立をすることができる。

(水質汚濁防止委員会は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。)

第七条 第五条第二項の規定により廃液等許容基準が定められた工場及び事業場の事業主は、廃液等許容基準の適用期日以後は、当該廃液等許容基準をこえて廃液等を規制区域内の公共用水域に排出してはならない。

(水質汚濁規制措置)

2 水質汚濁防止委員会は、事業主が前項の規定に違反したときは、当該事業主に対し、期限を附して廃液等を清浄にする施設(以下「除害施設」という。)の設置、改善その他の措置をとるべき旨を命ずることができる。

(水質汚濁防止委員会は、前項の命令をする場合において当該廃液等による被害が特に著しいと認めるときは、当該事業主に対し、同項の命令に係る措置がとられるま

での間事業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができ

る。

（新規事業者に対する規制）
第八条 規制区域内において委員会規則で指定する事業を新規に開始しようとする者は、あらかじめ、その廃液等の処理方式につき水質汚濁防止委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の事業主は、同項の許可を受けた後でなければその事業を開始してはならない。

（行政庁の遵守義務等）

第九条 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）、漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）、清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）、砂利採取法（昭和三十一年法律第一号）及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）並びにこれらの法律を実施するための命令（以下本条において「法令」という。）の実施を所掌する行政庁（以下本条において「行政庁」という。）は、法令の規定により、規制区域内の公共用水域に係る廃液等の排出を許可し、命令し、制限し、又は禁止しようとする場合は、当該規制区域につき定められた水質汚濁許容基準によらなければならない。

2 行政庁は、規制区域内の公共用水域に係る廃液等の排出に関連する事項について法令の規定により、許可し、命令し、制限し、又は禁止しようとするときは、当該規制区域につき定められた水質汚濁許

容基準に適合するようにしなければならない。

3 水質汚濁防止委員会は、規制区域内において、水質汚濁許容基準に適合する水質を確保するため必要があると認めるときは、行政庁に対し、必要な措置をとるべき旨を請求することができる。

第三章 損害賠償

第十条 パルプ工業、製紙工業、繊維工業、澱粉工業、醸造業その他その事業の性質上有害な廃液等を排出する事業で別に法律で定めるものの工場及び事業場の事業主は、その業務上排出する廃液等によつて他人に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の規定は、当該工場及び事業場の業務に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に關しては、適用しない。

第四章 紛争の処理

（あつ旋、調停）
第十一条 工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害に關して紛争が生じたときは、関係当事者は、委員会規則で定める手続に従い、水質汚濁防止委員会に対し、紛争の解決につき、あつ旋又は調停を申請することができる。

2 水質汚濁防止委員会は、前項の申請があつたときは、当該紛争の解決につき、あつ旋又は調停をしなければならない。

3 水質汚濁防止委員会は、前項の調停をする場合には、調停案を作成して、これを関係当事者に示

し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附して公表することができる。

4 水質汚濁防止委員会によるあつ旋又は調停は、委員会規則の定めるところにより、その指定する水質汚濁防止委員会の委員若しくは特別委員又は水質汚濁防止委員会の事務局長の職員が行う。

（仲裁の申請）

第十二条 工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害に關して紛争が生じたときは、関係当事者は、双方の合意で、委員会規則で定める手続に従い、水質汚濁防止委員会に対し、仲裁を申請することができる。

（仲裁）

第十三条 水質汚濁防止委員会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。

2 仲裁委員は、水質汚濁防止委員会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、水質汚濁防止委員会の委員長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、水質汚濁防止委員会の委員又は特別委員のうちから水質汚濁防止委員会の委員長が指名する。

3 仲裁委員のうち少くとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 水質汚濁防止委員会の行う仲裁については、この法律に別段の規定がある場合を除いて、仲裁委員を

仲裁人とみなして、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第八條（仲裁手続）の規定を適用する。

第五章 水質汚濁防止委員会（水質汚濁防止委員会の設置）

第十四条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、水質汚濁防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（権限）

第十五条 委員会は、この法律の定めるところによりその権限に關せられた事項を実施する。

（権限の行使）

第十六条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職務を行う。

（組織）

第十七条 委員会は、委員長及び委員四人で組織する。

（委員長及び委員の任命）

第十八条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、かつ、法律、經濟又は自然科学に關する學識経験を有する者のうちから内閣院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために内閣院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項に規定する資格を有する者のうちから委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で内閣院の承認を得なければならない。この場合においては、内閣総理大臣は、ただちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

（任期）
第十九条 委員長及び委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（身分保障）

第二十条 委員長及び委員は、次の各号の一に該当する場合のほか、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定されたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると決定されたとき。

（罷免）

第二十一条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長）

第二十二条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障があると

九 六

きに委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第二十三条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、第二十条第三号の決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(委員長及び委員の給与)
第二十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の禁止)
第二十五条 委員長及び委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をする事。
二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(規則の制定)
第二十六条 委員会は、法令の定めるところにより、その権限に属する事項を執行するため必要な手続その他の事項について、委員会規則を定めることができる。

(報告の徴収等)
第二十七条 委員会は、この法律を実施するため必要があると認めるときは、委員会規則の定めるところにより、関係行政機関に対し、必要な報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、この法律を実施するため、委員規則の定めるところにより、工場及び事業場の事業主又は工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害者から必要な報告を徴し、又は当該委員会の委員若しくは特別委員若しくは当該委員会の事務局の職員に工場、事業場、漁場、その他必要な場所に立ち入つて調査させることができる。

ときは、委員会規則の定めるところにより、関係行政機関に対し、必要な報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、この法律を実施するため、委員規則の定めるところにより、工場及び事業場の事業主又は工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害者から必要な報告を徴し、又は当該委員会の委員若しくは特別委員若しくは当該委員会の事務局の職員に工場、事業場、漁場、その他必要な場所に立ち入つて調査させることができる。

3 前項の規定により委員、特別委員又は職員が立入調査を行う場合においては、委員会規則の定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞会)
第二十八条 委員会は、その職務を公正に行うため、聴聞会を開いて、広く一般の意見を聞くことができる。

(調査の囑託)
第二十九条 委員会は、関係行政機関その他の者に対し、必要な調査を囑託することができる。

(国会に対する報告)
第三十条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、かつ、その概要を公表しなければならない。

(事務局)
第三十一条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局局長その他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
第三十二条 事務局に、地方支分部局として、北海道地方事務所、東北地方事務所、関東地方事務所、中部地方事務所、近畿地方事務所、中国地方事務所、四国地方事務所及び九州地方事務所を置く。
2 前項の地方事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。
(特別委員)
第三十三条 工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害に関する紛争の処理に参与させるため、委員会に、特別委員を置くことができる。

つ、その概要を公表しなければならない。

3 特別委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから委員会が任命する。

2 特別委員の任期は、一年とする。

3 特別委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから委員会が任命する。

4 特別委員は、非常勤とする。

第六章 国の助成
第三十四条 国は、規制区域内の工場及び事業場の事業主に對し、当該工場及び事業場の除害施設の設置若しくは改善に要する経費の一部を補助し、又は当該設置若しくは改善に要する資金の融通についてあつ旋をすることができる。

第七節 罰則
第三十五条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項の命令に違反した者
二 第七条第三項の規定による命令に違反して事業を行つた者
三 第八条第二項の規定に違反した者
第三十六条 第二十七条第二項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

附則
(施行期日)
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で、政令で定める。
2 第十八条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。

九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については、二年とする。

(河川法の一部改正)
5 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第十九条中「其ノ他ノ行為」の下に「清潔ニ付テハ水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第 号)ニ規定スル規制区域内ノ工場及事業場ニ関スルモノヲ除ク」を加える。
(建設省設置法の一部改正)
6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第八号中「管理」の下に「水質汚濁防止委員会」の権限に属する事項を除く」を加える。
(鉱山保安法の一部改正)
7 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号中「鉱害」の下に「水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第 号)に規定する規制区域(以下「規制区域」といふ)内の鉱山から排出する捨石、鉱さい、坑水及び廃水による規制区域内の公共用水域の水質の汚濁に係るものを除く。以下第四条第二号、第二十四条、第二十五条の二及び第二十六条において同じ。」を加える。
第八条第一項中「その他の施設」の下に「(規制区域内の鉱山から排出する捨石、鉱さい、坑水及び廃水による規制区域内の公共用水域の水質の汚濁を防止するためのものを除く。以下次条及び第二十五

第三十八条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の委員長及び委員の任命について準用する。

(委員長の任期の特例)
4 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第十

九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については、二年とする。

(河川法の一部改正)
5 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第十九条中「其ノ他ノ行為」の下に「清潔ニ付テハ水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第 号)ニ規定スル規制区域内ノ工場及事業場ニ関スルモノヲ除ク」を加える。
(建設省設置法の一部改正)
6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第八号中「管理」の下に「水質汚濁防止委員会」の権限に属する事項を除く」を加える。
(鉱山保安法の一部改正)
7 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号中「鉱害」の下に「水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第 号)に規定する規制区域(以下「規制区域」といふ)内の鉱山から排出する捨石、鉱さい、坑水及び廃水による規制区域内の公共用水域の水質の汚濁に係るものを除く。以下第四条第二号、第二十四条、第二十五条の二及び第二十六条において同じ。」を加える。
第八条第一項中「その他の施設」の下に「(規制区域内の鉱山から排出する捨石、鉱さい、坑水及び廃水による規制区域内の公共用水域の水質の汚濁を防止するためのものを除く。以下次条及び第二十五

九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については、二年とする。

(河川法の一部改正)
5 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第十九条中「其ノ他ノ行為」の下に「清潔ニ付テハ水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第 号)ニ規定スル規制区域内ノ工場及事業場ニ関スルモノヲ除ク」を加える。
(建設省設置法の一部改正)
6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第八号中「管理」の下に「水質汚濁防止委員会」の権限に属する事項を除く」を加える。
(鉱山保安法の一部改正)
7 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号中「鉱害」の下に「水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第 号)に規定する規制区域(以下「規制区域」といふ)内の鉱山から排出する捨石、鉱さい、坑水及び廃水による規制区域内の公共用水域の水質の汚濁に係るものを除く。以下第四条第二号、第二十四条、第二十五条の二及び第二十六条において同じ。」を加える。
第八条第一項中「その他の施設」の下に「(規制区域内の鉱山から排出する捨石、鉱さい、坑水及び廃水による規制区域内の公共用水域の水質の汚濁を防止するためのものを除く。以下次条及び第二十五

九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については、二年とする。

(河川法の一部改正)
5 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第十九条中「其ノ他ノ行為」の下に「清潔ニ付テハ水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第 号)ニ規定スル規制区域内ノ工場及事業場ニ関スルモノヲ除ク」を加える。
(建設省設置法の一部改正)
6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第八号中「管理」の下に「水質汚濁防止委員会」の権限に属する事項を除く」を加える。
(鉱山保安法の一部改正)
7 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号中「鉱害」の下に「水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第 号)に規定する規制区域(以下「規制区域」といふ)内の鉱山から排出する捨石、鉱さい、坑水及び廃水による規制区域内の公共用水域の水質の汚濁に係るものを除く。以下第四条第二号、第二十四条、第二十五条の二及び第二十六条において同じ。」を加える。
第八条第一項中「その他の施設」の下に「(規制区域内の鉱山から排出する捨石、鉱さい、坑水及び廃水による規制区域内の公共用水域の水質の汚濁を防止するためのものを除く。以下次条及び第二十五

条において同じ。】を加える。

第三十一条中「鉱害」の下に「規制区域内の附属施設については、その排出する廃水及び鉱さいによる規制区域内の公共用水域の水質の汚濁に係るものを除く。】」を加える。

8 水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「利益を損じ」の下に「水質汚濁防止法（昭和三十三年法律第 号）の規定による規制区域内の公共用水域の水質の汚濁による場合を除く。】」を加える。

9 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号及び第四条第四十号中「保安」の下に「水質汚濁防止委員会の権限に属するものを除く。】」を加える。

第十五条中「鉱害の防止」の下に「水質汚濁防止委員会の権限に属するものを除く。】」を加える。

第二十五条第一項の表の中央鉱山保安審議会の項中「保安」の下に「水質汚濁防止委員会の権限に属するものを除く。】」を加える。

10 水産資源保護法（昭和二十六年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「制限又は禁止」の下に「水質汚濁防止法

（昭和三十三年法律第 号）に規定する規制に係る事項を除く。】」を加える。

11 租税特別措置法（昭和三十三年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（除害施設の特別償却）

第十二条の三 個人が、昭和三十四年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、新設した公共用水域における水質の汚濁防止のためにする工場及び事業場から排出される廃液、汚水及び有害固形物（以下本条及び第四十四条の三において「廃液等」といふ。）の処理に係る施設で政令で定めるものを取得し、又は当該施設を新設して、これを廃液等の処理の用に供した場合には、当該個人の事業所得の計算上、その廃液等の処理の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該施設の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定にかかわらず、当該施設について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の二百に相当する金額とする。

（除害施設の特別償却）

第四十四条の三 法人が、昭和三十四年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に法人税法の施行地において、新設した第十二条の三に規定する施設を取得し、又は当該施設を新設して、これを廃液等の処理の用に供した場合においては、当該法人の廃液等の処理の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の同法及びこれに基づく命令の規定により計算される当該施設の償却範囲額は、その廃液等の処理の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、これらの規定により計算される当該施設の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の二百に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替へるものとする。

12 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 公共用水域における水質の汚濁防止のためにする工場及び事業場から排出される廃液、汚水及び有害固形物の処理に係る施設で政令で定め

るもの。

（総理府設置法の一部改正）

13 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「土地調整委員会」を「土地調整委員会」に改める。

土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第百九十二号）

土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第百九十二号）

水質汚濁防止法（昭和三十三年法律第 号）

水質汚濁防止法（昭和三十三年法律第 号）

（国家行政組織法の一部改正）

14 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「土地調整委員会」を「土地調整委員会 水質汚濁防止委員会」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

15 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 水質汚濁防止委員会の委員長及び委員

別表第一中「土地調整委員会委員長」を「土地調整委員会委員長 水質汚濁防止委員会委員長」に、「土地調整委員会委員」を

「土地調整委員会委員 水質汚濁防止委員会委員」に改める。

（行政機関職員定員法の一部改正）

16 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中「土地調整委員会 一八人」を「土地調整委員会 一八人 水質汚濁防止委員会 三五一人」に、「計 二二、七二六人」を

「計 二二、〇七七人」に、同表の合計の項中、「六七四、一四四人」を「六七四、四九五人」に改める。